

特集

市民目線で寄り添う

「市民後見人」になりませんか？

問い合わせ 増進型地域福祉課（内線 297）



知っていますか？

「成年後見制度」と「市民後見人」

誰

もが住み慣れた地域で安心して暮らすことをめざす地域福祉

活動として、判断能力が十分でない人の生活を身近な立場で支援し、後見活動を行う「市民後見人」制度があります。

成年後見制度のニーズが高まる中、権利擁護と地域福祉の新たな担い手として、市民後見人の活動は、今後ますます期待されます。



成年後見制度って？

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でないため、自分自身で契約や財産管理などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所から選任された成年後見人などがその人を支援する制度です。

市民後見人って？

家庭裁判所から成年後見人として選任された、弁護士や司法書士などの資格を持たない市民のことで、複雑な法律行為を行う必要がない人を担当します。

府では、市民後見人はボランティアとして、活動経費を除き、報酬を前提としない後見活動に取り組んでいます。

市民後見人が必要な理由

住民同士の「支え合い」として、市民目線できめ細やかな後見活動を行うことで、判断能力が十分でない人の「本来らしい生活」を支えることが期待されています。

こうした活動が地域で広まり、誰もが安心して住み続けられるまちとなることで、市民後見人が活動を行う意義です。

活動するにはどうすれば？

市民後見人は、市民後見人養成講座を受講し、市民後見人バンクに登録した人の中から、家庭裁判所により選任されます。現在、本市では19人が同バンクに登録・活動されています。市民後見人に興味・関心がある人はぜひ、オリエンテーションにご参加ください。本市では、市民後見人が円滑に活動を進められるよう、府社会福祉協議会や市社会福祉協議会「権利擁護センター」と連携し、支援を行っています。日常的な相談はもちろん、必要に応じて弁護士、司法書士、社会福祉士からアドバイスを受けることもできます。

お気軽にご相談ください

市社会福祉協議会「権利擁護センター」

市民後見人の活動支援の他、日常生活自立支援事業、法人後見事業を実施し、認知症や障がいのある人が、その人らしく生活できるようお手伝いしています。

※詳しくは右下図をご覧ください。

とき 月～金曜日、午前9時～午後5時30分（年末年始、祝日を除く）

ところ かがりの郷 閤同センター（☎26）8201

市民後見人養成講座
オリエンテーション

とき・ところ 6月12日(木)、午後2時～4時10分＝河内長野市役所（河内長野市原町一丁目1の1）、28日(土)、午前9時40分～11時50分＝府社会福祉会館（大阪市中央区谷町七丁目4の15）

費用 無料（交通費別途実費）

※定員や受講要件、申し込み方法など詳しくはお問い合わせいただくか、右上図をご覧ください。

※右図からも申し込み可。

閤府社会福祉協議会権利擁護推進室
☎06(6764)7760

